

議案第 86 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

雇用保険法(昭和49年法律第116号)の一部改正により、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)に雇用保険法の改正と同趣旨の改正があったことに伴い、本市においても雇用保険法の改正と同趣旨の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

職員の退職手当に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第11項(見出しを含む。)中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した職員の退職手当に関する条例第1条の2に規定する職員をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 10 条 1～10 省略</p> <p>11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>12・13 省略</p> <p>14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、<u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>15～17 省略</p> <p>第 11 条～第 20 条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 省略</p> <p>(令和 9 年 3 月 31 日までの暫定措置)</p> <p>11 <u>令和 9 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用について</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 10 条 1～10 省略</p> <p>11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>12・13 省略</p> <p>14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>15～17 省略</p> <p>第 11 条～第 20 条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 省略</p> <p>(令和 7 年 3 月 31 日までの暫定措置)</p> <p>11 <u>令和 7 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用について</u></p>

は、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)」とする。

以下省略

は、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)」とする。

以下省略